

広聴特別委員会記録

令和3年2月22日

【開催日】 令和3年2月22日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時10分～午後1時40分

【出席委員】

委員長	吉永美子	副委員長	中岡英二
委員	伊場勇	委員	奥良秀
委員	水津治	委員	杉本保喜
委員	高松秀樹	委員	中村博行
委員	長谷川知司	委員	宮本政志
委員	森山喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【事務局出席者】

議会事務局長	尾山邦彦	議会事務局主査	島津克則
--------	------	---------	------

【付議事項】

- 1 モニター意見について
- 2 議会報告会について
- 3 その他

午後1時10分 開会

吉永美子委員長 ただいまより広聴特別委員会を開会します。お手元の付議事項に従い行います。よろしくお願いいたします。1点目はモニター意見についてです。9月17日付けの市議会モニターからで、以前、広聴特別委員会の考えと対応を出しております。激励を頂いているモニターさんの御意見に対して、広報から頂いたので、それを付け加えたので、よろしいかどうかを皆さんにお諮りしたいと思います。私たちの分の下の部分です。広報編集の方針として、市民に分かりやすく、読みやすいことをモットーに編集作業に当たっています。今後も読んで面白い、議会のことがよく分かる紙面になるよう頑張ってまいりますということが、広報特別委員会から挙がっております。その上の4段に広聴特別委員会の考え方を載せています。これでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あ

り) 異議がなければ、ホームページに載せます。次に、議会運営についての意見ということで、10名が無所属だということで、ルール違反ではないけれども、この状態が健全ですかということで、どう考えますかということに対しまして、議会運営委員会から対応と考えが来ております。申し上げますと、健全な状況ではないと認識しております。委員外議員の出席要求を行い、合理的な委員会運営に努めてまいりますというふうに返ってきました。これでよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり) これでホームページに載せます。次です。10月1日付けのモニターからの意見で、9月議会を傍聴して一般質問の自粛について言われております。なぜ、多くの議員が一般質問を取りやめたのですかということで、右にあります考えと対応、新型コロナウイルス感染症の先行きが不透明の中、感染予防対策等を鑑み、議会運営委員会において、自粛を決定しました。一般質問した人数については、各議員が慎重に検討した結果だと捉えております。このように返ってきておりますが、よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり) これで行きます。次の会派令和の解散に伴う議会運営の在り方についてということで、改めて新しいルールづくりが必要ではないかという御意見です。これに対しましては、健全な状況ではないと認識しております。委員外議員の出席要求を行い、合理的な委員会運営に努めてまいります。また、新たなルールづくりについては検討してまいりますとの議会運営委員会からの返答ですが、よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり) 次です。産業建設常任委員会の秘密会の会議録公開について、これに対しては議会運営委員会からの返答です。秘密会を行った委員会において、会議録の公開を決定し、会議録の公開をしましたが、会議規則では、秘密会の議事の記録は公表しないとなっており、議会事務局の見解をもとに、議長の確認を経て、現在、非公表となっております。今後、議会運営委員会において、市の情報公開条例との関連性を含め検討してまいります。このように返答がありまして、実は産業建設常任委員会からも回答があったんですが、二つをドッキングしてということは、ちょっと難しかったので、議会運営委員会の返答を載せていますが、産建の委員長がここにおられますが、よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり) 委員長から了解を頂いたんですが、皆さんこれでよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり) これで行きます。次に新型コロナの感染予防対策に関してということで、具体的な提言を頂いております。これに対しましては、貴重な御意見ありがとうございます。12月定例会から、感染症予防対策として、議場

にアクリル板を設置しました。また、小まめな休憩を挟み、休憩時間に3台のサーキュレーターを使い、効率的な換気をしております。今後とも効果的な感染予防対策に努めてまいりますとの議会運営委員会からの返答です。これで載せてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）最後のところは、前回、広聴特別委員会で、この返答でということでしたので、これは終わっております。この分につきましては終わります。次に新たなモニターさんからの意見についてです。まず、12月3日付けの藤永さんからの御意見です。11月26日の議会運営委員会を拝聴して思ったこと。1、山陽小野田市議会基本条例について。ア、山陽小野田市議会基本条例中には、山陽小野田市の執行機関に対する監視する機能や執行機関と相互に牽制し合う機能についての明文が見当たらないと思いますが、いかがでしょうか。イ、第9条に定める政策討論会について、出席委員の皆様のご共通認識として、当該協議が長期間にわたって実施されていないとするものでしたが、普段の委員会協議や本会議での討議はこれに類するものではないのですか。ウ、第9条1項中に規定される共通認識... はかりとはどのような事象を指すのでしょうか。政策討論会の場において、共通認識が必要なのでしょうか。2番目として、市議会や各種委員会について、1、アに記述しました執行機関に対する監視や形成機能について十分に発揮できているとの共通認識を共有されているのでしょうか。議会運営委員会を公開していることは、執行機関に対して持つべき緊張感を放棄されているように思いますがいかがでしょうか。相手に手のうちを公開すれば相手は楽勝だと思います。3、議会等の質問時間について。議会等の質問時間について、午前中の時間を12時から12時20分まで延長すべきとの意見について、質問が途中で途切れることに対する傍聴者からの苦情を一因に掲げ、半ば強行的に外部委員の意見を排除し、20分の延長を決定されたように拝聴しました。これに関しまして、次の意見を述べさせていただきます。ア、質問が途中で途切れないための方策として、昼休憩を挟まず、質問を継続されてはいかがでしょうか。イ、質問時間の延長に伴う対応として、関係する一般職員全員に対し、対価支給若しくは休暇付与を立法制度化する。ウ、ごく一部の苦情により、多数の関係者に不利益を被るせる可能性がある規定は意味を持たないので、全て廃止されてはいかがでしょうかという具体的な御意見を頂いておりますが、皆様にお諮りいたします。モニターである藤永さんからの御意見に対して、御意見も含めて、どこに担当してもらおうか、是非、挙手していただけたらありがたく存じます。

高松秀樹委員 内容を見てみますと、議会運営に関わることが大半だと思いますので、議会運営委員会に送られたらどうかと思います。

吉永美子委員長 それでは議会運営委員会にお願いしたいと思います。次の12月10日付け、樋口モニターさんからの御意見です。意見と質問。前々から議員活動と議会活動の違いが分かりにくく感じています。すなわち、議員と議会人の違いです。これを踏まえて、モニター活動をしなければならないと考えていますがよく分かりません。議員皆さんの共通認識として、いかなるものか教えてくださいという御意見ですが、この御意見に対して、意見もあれば付けていただいて、どこに担当してもらうか、是非、挙手をお願いします。

高松秀樹委員 同様に議会運営委員会になると思います。

吉永美子委員長 御意見はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次の1月2日付け、同じくモニターの樋口さんからの御意見です。1点目、一般質問時のマスク適用除外について。昨年12月定例会より、議場も完成して、コロナ対策もとられた中での一般質問でしたが、マスクを着用しての声が聞き取りにくい場面が何度もありました。当然、健康被害を及ぼす可能性が高くなるのであれば問題ですが、いかがでしょうか。議員の発言は、私たち市民になじみのない言葉も多く、ちょっとしたことで理解できない場面がありますし、しゃべり方がもともと聞き取りにくい方もいらっしゃいますので、御検討ください。2、政策討論会の開催について。長い期間、政策討論会が開催されておきませんが、22名の議員の皆さんは、政策が全て一致しているのでしょうか。言論の府と言いながら、この開催が定期的に実行されないのは、議員の怠慢と受け取られかねません。先般、日本国旗掲揚についてが最後だったのでしょうか。これにしても十分な議論がなされていたのでしょうか。開催方法が委員会提案なのか、議運提案なのか、複数名の議員提案なのか、内容の決定方法は様々ですが、その動きが見えないことは残念でなりません。御検討ください。3、会派の意味について。山陽小野田市議会における会派の存在理由、その必要性について、その定義を教えてください。また現行会派の主張もホームページに掲載することで、市民にも、議会におけるそれぞれの会派の基本的主張が分かり、正に開かれた議会を一步前進させることに

つながるのではないのでしょうか。御検討ください。この御意見に対していかがでしょうか。

高松秀樹委員 これも同様に議会運営委員会に送られるべきだと思います。

吉永美子委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次です。同じく樋口さんから1月26日付けで頂いている意見です。広聴委員会を見て。1月26日の広聴特別委員会で、お知らせとして、職務以外の意見は掲載しない旨の案内が出されることが決定されました。これはただ単に委員長の指導力不足を露呈するもので、今さら全員に知らせるのは情けないと考えます。最初に説明していることです。議会のルールをルールとして、毅然として対応することが議会として求められていると考えるのがいかにかということです。これは当然広聴委員会になるとは思いますが、御意見があれば出してくださったらと思います。

中岡英二副委員長 お知らせということで、再度、モニターさんに連絡していますが、これは委嘱状の交付式のときに、職務以外はうんぬんというのを載せていますけど、職務以外の意見は掲載しないというのは、そのときには言っておりません。また、新しくなられたモニターさんは、職務について深く理解していないということで、再度、こういう案内を出してお知らせをしたということがあります。モニターさんの中から、もう一度そういうお知らせを出したらいいんじゃないかという御意見がありましたので、出したという次第です。

吉永美子委員長 意見です。（発言する者あり）意見がありましたらどうぞと申し上げた。先ほどから言っていますように、どこにするかも含めて、御意見があればどうぞと私は言っていますので、言われたところです。次の28日付け、同じく樋口さんからです。モニター意見の配布について。モニター意見の取扱いは機関決定され、その手順によって進められております。そのことに異議はありませんが、提出のタイミングにもよりますが、モニターの意見が提出されてから、議員各位に配布されるまでに、タイムラグが発生しているようです。モニター意見の配布については、議員に対して、随時渡されるようなルールが良いのではないのでしょうか。その理由として、1、まとめてモニターの意見を受け取った場合、数が多いときにしっかりと読めないことがあり得ること。2、委員会を見て

の意見などは、議員が記憶のある間に読んでいただくことで、より理解が深まる可能性が強いこと。3、モニターの意見についての検討には一定の時間が掛かります。これはしようがないことですが、内容によっては速やかに検討を要するものや議会として実行できることもあるかもしれません。そういった情報を取りこぼさないためにも、タイムリーな周知を行う必要があるのではないかとということで、これはもう広聴委員会で受けるしかないというところですが、特に御意見はよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、最後になります。2月1日付けの下瀬モニターさんからの御意見です。議会モニターからの意見。市営住宅条例一部改正の議論について。1、令和元年12月6日の産建委員会に条例改正の提案。令和元年12月議会に市営住宅条例の一部改正案が提案されました。この条例改正案を審議した12月6日の産建委員会の会議録を読み返してみました。条例改正に関して建築住宅課長は、近年、身寄りのない単身高齢者が増加し、公営住宅への入居に際して連帯保証人の確保が困難になることが懸念されるため、国は民法と公営住宅管理標準条例案を改正して、保証人に関する規程を削除したこと、それに伴い、本市でも、住宅に困窮する低所得者へ住宅を提供するという市営住宅の目的があることを考慮して、連帯保証人を2名から1名に減じることにしたと条例改正の趣旨を説明しています。（1）連帯保証人を減じることが民法改正の趣旨ではない。しかし、改正民法のどこを見ても、連帯保証人の人数を変えるという規定はありません。昨年4月から施行された改正民法では極度額（限度額）の定めのない連帯保証契約は無効となるとの趣旨が明記されたのです。例えば、ある自治体のホームページでは、4月1日に民法の一部を改正する法律が施行されました。その中で、賃貸借契約や保証について、ルール of 明確化や見直しがされています。これまでの賃貸借契約では、保証する最大限の額（極度額）を定めずに連帯保証をしている場合が多く、予期せず高額な債務を負うことがありました。そこで改正民法では、賃貸人が個人の保証人を求める場合、連帯保証人が負う極度額を定め、なおかつ書面などで契約しなければ、保証契約は無効になるというルールが設けられました。（福岡県志免町）と解説しています。この民法改正のきっかけとなったのは、平成9年11月13日付最高裁判決以降、各裁判所で連帯保証人への債務の限度額が認定され、民法改正に至ったものです。その後、国は公営住宅管理標準条例案から連帯保証人に関する規程を削除し、公営住宅入居時に連帯保証人を置くかどうか及び極度額の設定は、各自治体の判断に任せ

ることになったのです。山口県内でも、下関市など数自治体では連帯保証人を置かず、保証会社による代行を行えるようにしたのです。条例改正の趣旨が全く違うではありませんか。(2)市営住宅条例施行規則の審議をなぜしなかったのですか。今回の条例改正は、連帯保証人を2名から1名に減じることが改正点ですが、民法改正の最大の趣旨が連帯保証人の極度額明記にあったのに、それは施行規則の中に規定されるため、委員会審議に付されないこととなります。しかし、宇部市議会では市営住宅条例改正の審査とともに、施行規則も委員会に提出させ、極度額の議論がされています。山陽小野田市議会では、この民法改正の趣旨が全く議論されなかったのはなぜですか。(3)連帯保証人に代わる保証会社の代行を、なぜ認めないのですか。委員会審査の中では、連帯保証人の保証債務に関する議論はされました。しかし、生活保護利用者などの生活困窮者の連帯保証人確保の困難さや、連帯保証人が亡くなった場合などに別居親族等に債務の請求が及ぶことが議論されていますが、県や下関市のように保証会社に代行させる方法に関して、なぜ議論がされなかったのでしょうか。(4)契約更新時等の場合の新条例適用に関して。条例では令和2年4月以前の契約は、旧民法が適用されるとしています。しかし、同じ市営住宅への転居や契約更新時には、改正民法が適用されるのかどうか全く不明です。経済産業省、既存の賃貸借契約を合意により更新し、この更新合意書に連帯保証人が署名捺印すると、新法の適用を受けるとの見解であり、このことの審査も必要ではなかったのでしょうかという長い御指摘というか御意見を頂いています。これについては御意見も含めて、どこの委員会にお願いするか、御意見をください。

中村博行委員 書いてありますように、産業建設常任委員会というふうに考えます。

吉永美子委員長 御意見はいいですね。「はい」と呼ぶ者あり)分かりました。モニターさんからの意見については、これで終わってよろしいですか。「はい」と呼ぶ者あり)ここに下瀬モニターさんからの資料を頂いているということで付けております。2点目です。議会報告会についてです。3月議会報告会を行うとすれば4月下旬、5月連休前というのが通常です。これについて、開催するかどうか、もし開催したほうが良いという考えがあれば、どういう形ならいいのか、そういった点で御意見を是非お願いします。

水津治委員 市が自治連に地域の自治会の総会は避けるようにという文書を出されているというふうに聞いたんですが、大体総会というのは4月上旬から下旬の間になろうと思うんです。この文書が出されている中で、報告会は4月の終わりかと思うんですが、それがちょっと気に掛かるところです。

吉永美子委員長 ちなみに申し上げますと、私の入っている自治会は2月28日に総会があるんです。その自治会によって考え方がいろいろなものかもしれません。

中村博行委員 議会報告会は不特定多数の市民の皆さんに来ていただくということで、現状を踏まえて、従前のやり方ではふさわしくないと思います。時期尚早であるということも申し上げて、従前の方法であれば、すべきではないというふうに考えます、

吉永美子委員長 従前の方法でなければ、やることを検討することはいいのではないかという考え方でしょうか。いかがでしょうか。

中村博行委員 いい方法があればです。ただ、非常に難しいのではないかとこの気はしています。

中岡英二副委員長 感染予防をしっかりと行えば、やってもいいんじゃないかということも考えていますが、コロナの状況が変われば、その辺は変わると思います。感染予防をしっかりとすれば、やってもいいんじゃないかと思えます。

奥良秀委員 自治連の関係で、総会等の人が集まる場所に関しては、やっではないではなくて、たしか自粛という言葉で回っていたと思うんですが、なかなか議会報告会をやるのは難しいのかなと思っております。また、ワクチンも今後どういうふうになっていくか分かりませんが、高齢者の方から打たれていくという流れの中で、若い人たちがいつ打てるかというのは不透明なところなんです。5月には打てないと思っていますので、議会報告会は難しいと考えております。やる方向という副委員長のお話があったんですが、新しい生活スタイルというところで、不特定多

数が集まるところは避けたいということであれば、例えば事前に来てもらえる人に、いろいろとこういうことに気を付けてくださいねとお願いしながら人を集めて、あとはカフェスタイルにしていますが、そういったこともちょっと難しくなっていくのかなということ、本当に議員として、議会として感染してはまずいと思いますので、その辺は徹底して議論していただきたいと思います。

杉本保喜委員 カフェスタイルは無理だろうと思います。もしやるとすれば、3密を避けるためには、複合施設とか、広い会場を三つぐらいに設定してやる必要があると思います。ちなみに私のところの自治会は、毎年4月の初めに総会をやるんですけど、既に4月の初めなんだけれど、総会はやりませんと打ち出しています。それからもう一つ、意外とお子様を持っている父兄の方は、自分たちもできるだけ避けたいという意見が主流です。したがって、もし開いても、若い人たちの参加が期待できるかどうかというのも疑問があるというふうに思います。

長谷川知司委員 今まで参加される方を見ますと高齢者の方が多いんです。ですから、ここはまだ安全を取ったほうがいいかと思います。

宮本政志委員 今回は見送って、例えば、6月定例会での議会報告会を実施する前提で議論していくのか、あるいは、3月定例会の議会報告会をどうにかやりたいから、従来のやり方ではない方法でやっていくのかという辺りの議論を深めてもいいと思うんですけど、私は3月定例会の報告会は見送って、それ以降のことは方法を考えるということがいいと思います。

伊場勇委員 私も4月末に開催するのは、新しい案がないこともあり、今の状況からすれば、見送ったほうがいいと思います。市民の方とお会いして、市民も議員に会って、自由活発に意見をしていくということが議会報告会の一つの意味でもあると思います。6月定例会の報告会に向けて、新しい形をしっかりと協議して、いろいろなハードルがあると思いますので、そこは少し時間を掛けるべきかと思っています。

森山喜久委員 基本的に今回は見送るということです。地元行事のところで議論になったことは、ゴールデンウィーク前後で、オリンピック前という

こともあるので、移動規制とか、そういった配慮、自粛ということが、またあるのではないかという意見も出ました。そういったところも含めて、不特定多数の方々が集まるので、今回は見送ったほうがいいのではないかと考えています。

吉永美子委員長 皆さんの御意見を聞くと、今回は見送ったほうが、より安全じゃないかということですね。私自身もカフェスタイル、3密ということを考えると、これまでのやり方は全く無理だと思っています。ただ、感染予防をしっかり行って、違う形でということを探索できないかと思っています。6月議会報告は何とか開く方向に向けて、副委員長と私である程度案が作れたら頑張りたいと思いますし、皆さんと議論をして、開く方向という前提で、6月議会報告会は考えていけたらと思っています。今回も残念ではありますが、安全を考えまして、見送ることに決定してよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうさせていただきますので、常任委員会に持ち帰ってください。3番目のその他ですが、皆さんから御意見はないですか、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）その他として、議会報告会中止のチラシを3月25日までに完成して、皆さんにお渡しできるようにしたいと思います。まずはPR部会でたたきをお願いします。それを皆さんに諮って、それでよければ出すようにします。また、委員会を3月議会中に1回は開くようになりますので、御案内します。今日はこれで終わります。

午後1時40分 散会

令和3年2月22日

広聴特別委員長 吉永美子